

2 民間給与関係

平成30年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成30年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、人事院並びに都府県及び政令指定都市の各人事委員会

(3) 調査の範囲

- ① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 925事業所
- ② 調査対象職種 76職種（一般行政職員相当職種22職種 その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

- ① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から186事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。
調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。
- ② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

- ① 調査実人員は、一般行政職相当職種が8,896人（初任給関係 594人、初任給関係以外 8,302人）であり、その他の職種が605人（初任給関係 4人、初任給関係以外 601人）である。
なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は60,436人であり、このうち、一般行政職相当職種は47,992人である。
- ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	178	71	70	37	
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	0	0	0	0	
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 業 採 取 業 ， 建 設 業	8	0	6	2	
製 造 業	101	40	39	22	
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業、 情 報 通 信 業、 運 輸 業、 郵 便 業	19	8	8	3	
卸 売 業 ， 小 売 業	12	7	2	3	
金 融 業 ， 保 険 業、 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	6	5	1	0	
教 育 ， 学 習 支 援 業、 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	32	11	14	7	

- (注) 1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が8所あった。
 2 調査対象事業所186所に占める調査完了事業所178所の割合（調査完了率）は、95.7%である。
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第12表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新 卒 事 務 員	大学院修士課程修了	222,133	226,914	220,579	* 200,920
	大 学 卒	194,345	196,443	191,919	195,689
	短 大 卒	171,645	173,940	169,874	171,409
	高 校 卒	161,564	162,444	160,680	162,021
新 卒 技 術 者	大学院修士課程修了	221,890	225,881	220,118	* 207,920
	大 学 卒	200,041	203,930	198,419	195,551
	短 大 卒	176,508	179,141	174,816	175,300
	高 校 卒	163,776	165,005	163,578	161,741
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大学院修士課程修了	222,008	226,407	220,325	204,420
	大 学 卒	196,523	199,049	194,445	195,624
	短 大 卒	173,663	176,026	171,931	173,205
	高 校 卒	162,416	163,372	161,827	161,907

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
 2 「*」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

第13表 民間における職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
			きま つて 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長	9	52.1	739,038	127	738,911	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工 場 長	13	56.0	749,893	0	749,893	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長	199	53.5	603,435	354	603,081	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	250	53.3	627,715	2,830	624,885	同 上
事 務 部 次 長	100	52.1	553,154	2,407	550,747	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技 術 部 次 長	106	51.3	614,049	5,191	608,858	同 上
事 務 課 長	414	49.6	532,042	6,950	525,092	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
技 術 課 長	560	48.8	528,614	10,349	518,265	同 上
事 務 課 長 代 理	167	47.2	483,058	37,292	445,766	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技 術 課 長 代 理	131	47.7	479,595	72,234	407,361	同 上
事 務 係 長	564	45.0	436,941	51,315	385,626	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	629	45.6	461,524	82,740	378,784	同 上
事 務 主 任	527	41.6	374,093	49,693	324,400	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
技 術 主 任	653	44.1	420,870	74,348	346,522	同 上
事 務 係 員	2,034	36.0	305,140	33,761	271,379	
技 術 係 員	1,946	33.4	333,124	56,849	276,275	

- (注) 1 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
 2 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
 3 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

その2 給与比較の対象外職種

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	—	—	—	—	—	
	大学教授	41	57.1	574,531	20,865	553,666	
	大学准教授	25	49.7	494,444	21,856	472,588	
	大学講師	31	47.9	427,439	14,327	413,112	
	大学助教	32	44.6	385,493	11,760	373,733	
	高等学校校長	—	—	—	—	—	
	高等学校教頭	2	55.0	548,732	0	548,732	
	高等学校教諭	15	36.0	377,667	0	377,667	
研究関係職種	研究所長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	3	52.5	550,108	0	550,108	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	8	52.4	521,573	16,088	505,485	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	8	47.5	478,087	2,105	475,982	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究員	21	39.5	402,538	45,899	356,639	
	研究補助員	15	31.3	300,929	21,843	279,086	
医療関係職種	病院長	*	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	2	60.0	1,329,345	158,652	1,170,693	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	4	52.5	1,453,738	167,825	1,285,913	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	9	43.7	1,162,938	53,147	1,109,791	
	歯科医師	—	—	—	—	—	
	薬局長	2	49.0	491,444	20,226	471,218	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	14	42.4	398,794	39,552	359,242	
	診療放射線技師	17	42.6	334,090	16,211	317,879	
	臨床検査技師	21	35.4	288,012	27,031	260,981	
	栄養士	23	32.3	237,957	10,660	227,297	
	理学療法士	50	30.0	286,139	19,366	266,773	
	作業療法士	33	30.3	281,065	15,397	265,668	
	総看護師長	*	*	*	*	*	部下に看護師長5人以上
	看護師長	33	44.7	398,355	44,163	354,192	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	97	41.5	320,151	35,136	285,015	
	准看護師	71	40.8	274,105	21,154	252,951	
技能・労務関係職種	電話交換手	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	4	55.5	369,942	87,603	282,339	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	守衛	18	39.8	364,751	45,671	319,080	
	用務員	—	—	—	—	—	

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である(その3において同じ。)

その3 再雇用者

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
			きまって		(A) - (B)	
			支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
支店長・工場長	人	歳	円	円	円	その1の備考欄参照
60歳男性	*	*	*	*	*	
事務・技術部長	14	62.5	539,292	0	539,292	
60歳男性	6	—	626,984	0	626,984	
事務・技術部次長	10	62.9	434,563	1,848	432,715	
60歳男性	3	—	517,365	6,507	510,858	
事務・技術課長	17	62.3	384,438	340	384,098	
60歳男性	3	—	386,253	0	386,253	
事務・技術課長代理	2	62.5	298,900	0	298,900	
60歳男性	—	—	—	—	—	
事務・技術係長	12	62.8	340,517	60,342	280,175	
60歳男性	2	—	380,314	92,542	287,772	
事務・技術主任	8	63.9	364,769	37,973	326,796	
60歳男性	*	*	*	*	*	
事務・技術係員	341	62.6	236,439	9,083	227,356	
60歳男性	75	—	247,123	7,633	239,490	

第14表 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9級	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長
8級	課長		
7級	課長代理	課長	課長
6級			
5級	係長	課長代理	課長代理
4級			
3級	主任	係長	主任
2級			
1級	係員	係員	係員

(注) 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者及び係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任については、係長に含めている。

第15表 民間における初任給の改定状況

学 歴	項 目	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増 額	据置き	減 額	
			大 学 卒	57.4%	(57.0%)	
高 校 卒	42.8%	(61.4%)	(38.6%)	(0.0%)	57.2%	

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第16表 民間における給与改定の状況

役職段階	項 目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係 員		45.9%	9.5%	0.0%	44.6%
課 長 級		30.0%	13.9%	0.0%	56.2%

(注) 1 ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 係員及び課長級の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計が100にならない場合がある(第18表及び第19表において同じ。)

第17表 民間における定期昇給制度の状況

役職段階	項 目	定期昇給 制度あり	定期昇給制度あり			定期昇給 制度なし
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員		98.1%	46.8%	77.1%	42.3%	1.9%
課 長 級		86.4%	33.1%	69.2%	38.5%	13.6%

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第18表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	項 目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定 期 昇給中止	定期昇給 制度なし
			定期昇給実施	定期昇給実施				
				増額	減額	変化なし		
係 員		97.4%	96.7%	31.5%	3.4%	61.8%	0.8%	2.6%
課 長 級		82.5%	81.7%	24.9%	3.2%	53.6%	0.8%	17.5%

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第19表 民間における家族手当の支給状況等

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

家族手当 制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する	配偶者に対する 家族手当を見直す 予定又は見直すこと について検討中	税制及び社会保障 制度の見直しの動向 等によっては見直す ことを検討する	配偶者に対する 家族手当を見直す 予定がない (検討も行って いない)
92.5%	(73.7%)	[9.7%]	[9.1%]	[81.3%]

- (注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,508円
配偶者と子1人	19,221円
配偶者と子2人	25,069円

- (注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第20表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	51.1%
支給しない	48.9%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第21表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
54.2%	45.8%	50.5%	49.5%	50.1%	49.9%

第22表 民間における賞与等の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員	(参 考) 技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	340,636円
	下半期 (A ₁)	340,636円	287,308円
	上半期 (A ₂)	341,941円	290,377円
賞与等の支給額	下半期 (B ₁)	773,565円	590,495円
	上半期 (B ₂)	744,738円	599,842円
賞与等の支給割合	下半期 (B ₁ /A ₁)	2.27月分	2.06月分
	上半期 (B ₂ /A ₂)	2.18月分	2.07月分
年 間 の 平 均		4.45月分	4.13月分

(注) 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備 考 職員の場合、現行の年間支給月数は、4.40月である。